2023 年度 奨学生募集要項

公益財団法人 三浦教育振興財団

1 目的

学業優秀な学生生徒でありながら、経済的理由により修学が困難な者に対し、奨学金を給付し、もって社会有用な人材を育成することを目的とする。

2 出願資格

出願することができる者は、次の要件を備えるものとする。

- (1) 愛媛県内の高等学校(高等専門学校含む)に在学する学生生徒。
- (2) 学業優秀 (評定平均3.8以上) であり、経済的理由により修学が困難な者。

(※世帯収入600万円以下であること)

- 3 奨学金の給付額 高等学校・高等専門学校奨学生 月額35,000円
- 4 奨学金の給付期間 本年度4月から出願時在籍校での最短就学年限の終期迄とする。
- 5 出願手続

次の書類を添え、在学学校等を通じて出願するものとする。

- (1) チェックシート (2) 奨学生採用推薦書 (3) 奨学生採用願書(その1)(その2)
- (4) 所得試算シート及び添付書類と必要に応じて別紙①~④
- (5) 肖像及び個人情報等の使用に関する同意書 (6) 在学証明書 (7) 成績証明書 *提出前に必ず全ての書類のコピーを在学学校にて取ること。 (提出書類の内容確認のため、必要な場合あり) また提出書類の返却はしない。
- 6 提出期限 在学学校長等を通じて通知する。
- 7 奨学生の決定通知 奨学生として採用が決定した者については、5月末にその旨通知する。
- 8 その他
 - (1) 当奨学金は返済不要とする。
 - (2) 当法人の奨学生は、日本学生支援機構その他類似の育英奨学金を併せて受給できる。但し他団体において併せて受給が可能か確認の上、応募すること。また 2023 年 4 月開始の奨学金を他団体でも併願している場合は、事前に連絡すること。
 - (3) 2023 年4月時点で当法人に兄弟姉妹が在籍していないこと。また 2023 年度の奨学生として兄弟姉妹が同時に出願する場合、在籍学校が異なっていても採用できるのは1名のみ。
 - (4) 当法人の奨学生は、当法人主催の説明会並びに懇親会の出席及び年に1回のレポート(テーマは自由)と卒業時に進路報告書の提出を義務とする。
 - (5) 奨学生として出願する場合は添付の【肖像及び個人情報の使用に関する同意書】の提出を義務とする。
 - (6) この募集要項についての照会は、在学学校経由で行うこと。

※推薦人数は校内2名以内です。

*申込を希望する者は、<u>1/13(金)17:00までに</u> 担当(永井ゆ)まで申し出ること。 期限厳守で!